

## 第 20 号の 4 様式別表 2 記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第 20 号の 4 様式の明細書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
「法人税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表 6(2)）の 18 の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表 6 の 2(2) 付表）の 13 の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表 6 の 3）の 11 の欄の金額を記載します。	
「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じです。）ごとに記載します。	
「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して 1 人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該 1 人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を 100 分の 6 で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に 1 人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	